

多文化主義、人権そしてレイシズム（下）

ー「オーストラリア

民主主義」の一考察ー

土 屋 英 雄*

一 はじめにー国際社会の「模範」？

二 「多文化主義」政策の提示

1. 「ガルバリー・レポート」

2. 「ナショナル・アジェンダ」

3. 多文化主義の「限界」

4. 多文化主義の「発展段階」

三 先住民アボリジニの「非人間」化と人口激減

1. 先住民「ジェノサイド」

2. 1967年、先住民へ「市民権」付与

四 「司法革命」ー「テラ・ヌリウス」の否定

1. 「司法革命」：マボ判決とウィック判決

2. 煽られた不安：「裏庭」論争 [以上、前号]

五 「白豪主義」の異様な長さとオーストラ

リア的「優秀性」 [以下、本号]

1. 二世紀近い「白豪主義」

2. オーストラリア的「優秀性」

六 皮相な多文化主義

1. 「大マイノリティ集団」の不存在

2. 「盗まれた子供たち」の衝撃

七 結びにかえて

五 「白豪主義」の異様な長さとオーストラリア的「優秀性」

1. 二世紀近い「白豪主義」

1901年1月、オーストラリア大陸の六つの植民地はオーストラリア連邦を発足させた。この新連邦議会の最初の議題が、いわゆる「白豪主義」を内容とする移住制限立法であった。白豪主義は“White Australia Policy”の邦訳であり、文字通り、白人だけのオーストラリアの建設を志向する政策である。この「移住制限法（The 1901 Immigration Restriction Act）」の「主要な目的」は「人種的同質性の獲得」であり、その立法では「人種の偏見が決定的役割を果たした」⁴⁹。当該法の主要なターゲットは、アジア人であり、とりわけ、当時、日清戦争に勝利してアジアで台頭してきた日本人であった。中国人に対しては、すでに1880年代の反中国人運動の下で立法的に閉め出していた。1901年の移住制限法は、日本からの強い反発を避けるため（日本との摩擦を気にするイギリス本国からの干渉もあった）、直接的に日本人を排除することを規定せず、南アフリカの先例にならって、「英語書き取りテスト」を強制することにした。「基本的にレイシズムの政策」であるこのテストは大きな効果を発揮し、1958年にテストが廃止される直前までの約半世紀で、外国生まれで非ヨーロッパ人の比率は1.25%（約4万7千人）から0.11%（約1万

49. Alexander T. Yarwood, “The Dictation Test—Historical Survey”, *Australian Quarterly*, June 1958, p. 19.

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

人)へと大幅に減少した⁵⁰。

ところで、白豪主義として知られる政策の明確化は1901年からであるが、しかしブリティッシュは、1788年の植民開始から一貫して実質的にこの政策を追求してきた。アボリジニの急減と反比例的に急増してきた白人人口は、1901年の時点ですでに完全多数(全人口の約95%、このうちアングロ・ケルト人は約93%)を形成していた。したがって、同年の移住制限法は、それまで実質的に遂行してきた白豪主義を連邦の政策として継続することを法的に確認したにすぎない。そして、この政策が公式に廃止されたのは、非ヨーロッパ人の移民が許可された1966年である。これはつい最近のことであり、同時代と考えてもよい。この白豪主義廃止の時点での人口構成は、アボリジニを除いて、なんと99.7%が白人であった⁵¹。また、既述のように先住民アボリジニに市民権が付与されたのは1967年である。ということは、1788年から植民してきたブリティッシュは、一方で、何万年も前からその地に住んでいたアボリジニの「先

住民」としての権利はむしろのこと「人間」としての権利でさえ無視しながら(「オーストラリア国家の第一の負の原理」)、他方で、ブリティッシュの後から当地へ移住してこようとするアジア人等の有色人種を厳しく排除する(「オーストラリア国家の第二の負の原理」という「二重排斥政策」を約180年間、維持してきたことになる。

白豪主義の根拠としては、①民主主義は「人種的、文化的同一性」を有する組織体の内部でのみ可能とする18世紀ヨーロッパの啓蒙思潮、②「優勝劣敗」ないし「適者生存」の社会進化論と「科学的」レイシズム、③移民を無差別に認めれば、白人人種は人口過剰のアジア人に「水浸しにされ」、「アジア化される」という恐怖感等が考えられている⁵²。こうした白豪主義への反省を示しながらも、

50. A. C. Palfreeman, "The End of the Dictation Test", *Australian Quarterly*, March 1958, p. 50. この「英語書き取りテスト」が英語能力判定テストでなかったことは次の論述からも知られる。「たとえ英語が堪能なアジア人が移民として入国しようとしても、それは不可能に近いことであった。その理由は『書き取り試験』の実施方法にある。つまりアジア人を筆頭とする有色人種が入国しようとした場合、入国管理官は入国希望者の知らない外国語を試験問題に出し、相手が試験に絶対合格できないようにしたからである。たとえば英語の堪能な日本人にはフランス語の試験が用意されるという具合であった。」(竹田いさみ『移民・難民・援助の政治学』勁草書房、1991年、20頁)。

51. A. C. Palfreeman, *The Administration of the White Australia Policy*, Macmillan, 1967, p. 2.

52. J. Kane, *op.cit.*, pp. 545-546, Craufurd D. Goodwin, "Evolution Theory in Australian Social Thought", *Journal of the History of Ideas*, 25 (1964), pp. 393-416, D. Cole, "The Crimson Thread of Kinship: Ethnic Ideas in Australia 1870-1914", *Historical Studies*, Volume 14, No. 56 (1971), pp. 511-525, A. T. Yardwood, "The 'White Australia' Policy: A Re-Interpretation of Its Development in the Late Colonial Period", *Historical Studies*, Volume 10, No. 39 (1962), pp. 257-269, Andrew Markus, "White Australia? Socialists and Anarchists", *Arena*, Nos. 32-33, 1973, pp. 80-89, Bruce C. Mansfield, "The Origins of 'White Australia'", *The Australian Quarterly*, December 1954, pp. 61-68. 「白豪主義」の形成過程およびその運用に関するその他の文献は、D. M. Gibb, *The Making of 'White Australia'*, Victorian Historical Association, Amended 1979 (First published 1973), Myra Willard, *History of the White Australia Policy to 1920*, Melbourne University Press, Second Edition, 1967 (First Published 1923), Kenneth Rivett (ed.), *Australia and the Non-White Migrant*, Melbourne University Press, 1975. 関根政美『マルチカルチュラル・オーストラリア』成文堂、1989年、第5章。

しかし同国では、オーストラリア人は建国の時期に「真剣に民主主義的権利の維持と強化を望んでいた」し⁵³、「オーストラリア民主主義」の歴史はその「射程距離の拡大」の歴史である⁵⁴という見解が支配的である。確かに、1901年の連邦化の翌年に早くも女性参政権が認められ——これは女性入植者が少なかった当時、女性が「開発」の貴重な戦力であったことにもよる——、また選挙での一人一票制、無記名投票制も世界で最も早く導入されたように、白人社会（特にブリティッシュ入植者）の内部では「民主主義」的側面はあった。だが、この「民主主義」と白人社会外に対する「反民主主義」は異様なコントラストをみせていた。しかもこのコントラストは、国際社会で人権の普遍性が論じられるようになって年月がかなりたつ20世紀の後半まで続いている。このことは、「オーストラリア民主主義」は単なる量的拡大の歴史でなく、質的に重大な病理を内包していたことを意味する。つまり、上述との関連では、白豪主義の「民主主義」的根拠としての①は常に②③と不可分で、①②③は混然一体となって「オーストラリア民主主義」の特質を形成していたのである。換言すれば、レイシズムを土台とする民主主義である。この意味で、オーストラリアには「リベラルで民主主義的な伝統」があるとする既述のクカサス等の論はきわめて表層的なものであり、その

「民主主義」を上のような特質のものであるとすることによってはじめて、そうした「民主主義」をオーストラリアの「伝統」ということができる。

2. オーストラリア的「優秀性」

白豪主義の時代、オーストラリアでの「優秀性」を証明する三つのアイデンティティがあった。要約的にいえば、第一に「白人」であること。これは単に「白い」だけでなく、「白ければ白いだけ良い」を意味した。第二に、「ブリティッシュ」であること。ブリティッシュを白色人種の「ピーク」と位置づけたのである。第三に、「オーストラリア性」である。これは、オーストラリアとイギリスの利害が異なるときのみに主張された⁵⁵。

このうち、最も重視されたのは第二の「ブリティッシュ」である。つまり「アングロ・オーストラリア人」であることである。ブリティッシュへの執着を示す例の一つは、オーストラリアでは1948年まで長期間、「オーストラリア国籍」という概念は存在せず、法的にはただ「ブリティッシュ臣民」と分類されていたにすぎなかったことである。ブリティッシュ執着との関係で無視できない象徴的意味を有するのは、98年の連邦選挙でワン・ネーションからただ一人、上院に当選したH・ヒルは

53. J. Kane, *op.cit.*, p. 547.

54. 既述の世界文化多様性会議でのP. キーティン
グの演説、*The Weekend Australian*, 8-9 April
1995.

55. これらについては以下を参照。R.A. Huttenback, *Racism and Empire: White Settlers and Colored Immigrants 1830-1910*, Cornell University Press, 1976, p. 15, D. Cole, *op.cit.*, pp. 518-522, Donald Horne, "Identity Lies in Beliefs We Must All Uphold", *The Australian*, 8 February 1994, J. Kane, *op.cit.*, pp. 543-544.

26年間、オーストラリアに住みながらイギリス国籍のままで、オーストラリア国籍を取得しようとしなかったが、98年6月のクィーンズランド州議員選挙時に、ワン・ネーションの選挙候補者に指名される1ヶ月前に駆け込み的にオーストラリア国籍を取ったことである。このことをマスコミで報道されると彼女は激怒し、子供の頃にオーストラリアに来たので、すでに実質的にオーストラリア市民となっていたと反論した⁵⁶。ところが、ヒル問題は当選後、より大きくなった。つまり、彼女は確かにオーストラリア国籍を取得したがイギリス国籍を放棄していなかったことが明らかになったのである。二重国籍者は選挙権をもつが、連邦議会議員の被選挙権をもたないという判例がすでにあった（ハイ・コートによる連邦憲法44条の解釈、1988年、92年、96年。ヒル自身も、1999年6月、ハイ・コートによって、当選無効の判決が下された）。興味深いのは、同国には同様の二重国籍者が少なくなく、彼らの間では、イギリス国籍を有していても、オーストラリアへの忠誠心に変わりがないとして、ヒル擁護の空気が強いことであった⁵⁷。

「ブリティッシュ」への執着はまた、第二次

大戦後の移民政策にも表れていた。大戦後、戦争中のオーストラリアの人口過少による脆弱さに対する認識から、「人口増か滅亡か」のスローガンの下で、積極的な移民政策が実施されたが、これはブリティッシュ第一の白豪主義を堅持しながらの「選択的、差別的な移民政策」であった。アジア人はもちろん当初から排除されていた。移民のターゲットは何よりもまず「グレート・ブリテン」であった。だが、この国のみで大量の移民を供給するには無理があった。この無理を通すため、例えば、1947年～65年に、5千人から7千人のブリティッシュ孤児が「氏名を変更させられ、出生証明書もなく、親の名前も知らない」でオーストラリアへ連れてこられたとされる⁵⁸。あらゆる方法を駆使しても移民数が目標に達しそうもないときに、「幾分どうしようもなく」、他の白人諸国、主にイタリア、ギリシャ（その他、オランダ人、ドイツ人、ユーゴスラビア人等）に移民供給源が求められた。彼らは「新オーストラリア人」として「同化」が求められた一方で、白人の彼らでさえ、より色黒の肌色と英語の欠如のゆえに、しばしば「人種的な迫害」の対象となった⁵⁹。もっとも、戦後のブリティッシュ以外のこの大量移

56. *The Weekend Australia*, 10–11 October 1998.

57. 例えば、R. Hitchins, “Dinky-di dual nationality”, *The Courier-Mail*, 20 November 1998. とりわけ、ワン・ネーションは、「オーストラリアはブリティッシュ文化の最良の特質を具体化してきた」のであり、「多文化主義」はまさにこの「オーストラリアの文化、アイデンティティ、共有されている価値観の土台に対する脅威となっている」として、ブリティッシュへの執着が強い。Pauline Hanson’s One Nation Policy Document, <http://www.gwb.com.au/onenation/immig.html>.

58. Christine Retschlag, “Migration of UK Children shameful, inquiry told”, *The Courier-Mail*, 22 September 1998.

59. J. Kane, *op.cit.*, p. 549. アボリジニの間でも「外見が白人にちかいことがよい」と考えられ、「色が白い人ほど相違を強調し、就職、結婚などの社会生活の面で、そうでないアボリジニよりも優位にたてた」（鈴木清史『都市のアボリジニー抑圧と伝統のはざまでー』明石書店、1995年、31頁）。

民によって——ちなみに、47年から68年までの白人移民は、ブリティッシュ移民が約102万人、他のヨーロッパ諸国移民が約81万人——、オーストラリアにおける民族構成は相当に多様になったことは確かである。これは広義の白人内部でのことであるが、少なくとも民族的多様性というこの現実の他に、ドイツ・ナチズムの悲惨な教訓に基づく「科学的」レイシズムの破綻と反道徳性の明確化、国内的に教育レベルの向上による人間の平等性の相対的な自覚化、国際的な人権重視の潮流、地政学的にアジア諸国との協調抜きには経済発展が望めないこと、そして何よりも国力増強には人口増は不可欠であったこと（ブリティッシュ以外の白人種もすでに十分な移民供給源となり得なくなっていた）等によって、66年、白豪主義は公式に放棄された。だが、この放棄は国民的な広範な人権意識の高まりに推されてなされたものでない。むしろ、より緊密化した戦後の国際社会において、政治的、経済的、文化的に孤立しては存続・発展し得ないという理由でいわば余儀なく白豪主義を放棄したという側面が強い。したがって、その放棄後も、「オーストラリアが必要とする人々のみを受け入れる」という選択的移民政策は継続し、60年代、70年代を通して、移民の最大部分をブリティッシュを筆頭とする白人種が占めていた。アジア諸国からの移民が顕著となるのは多文化主義の下での80年代とりわけ90年代からである。アジア系移民には厳しい資格条件があり、また彼らがオーストラリアへ「お金」と「技術」と「富」を

持ち込んでいる⁶⁰にもかかわらず、白豪主義の放棄が「余儀なく」であったがゆえに、その時代からのレイシズム意識は白人社会に根強く存続し、特にアジア出身移民が急増してきた90年代には、白人社会の内部に苛立ちが高まっていた。ハンソン現象はこのことを集中的に象徴した。ハンソンの登場後、「ホワイト・オーストラリア」は後退しているが、「しかしまだ死んではない」ことが論じられ、そして98年、「ハンソンが連邦選挙で議席を失っても、ハンソンイズムは死んではない」と述べたのは、首相のハワード自身であった。⁶¹

六 皮相な多文化主義

1. 「大マイノリティ集団」の不存在

1995年8月、多文化主義に関する専門家会議がメルボルンで開催された。この会議において、第二次大戦後、オーストラリアの人口は750万人増えて1800万人になったが、この人口増のうち640万は移民により、その

60. Jim Soorley, "New Blood: the key to economic energy", *The Courier-Mail*, 22 September 1998.

61. 他方で、こういう記述もある。「オーストラリアは、外国人であることをあまり意識することなく生活できる、たぶん、希少な社会である」。「学校の教科書で習った『白豪主義』は、完全に過去のものとなっていた。オーストラリアでの日常生活で経験する人種差別的な言動は、その是非はともかくも、どの社会にも形をかえて存在する程度のものである」（鎌田真弓「オーストラリア・ナショナリズムに関する考察」『名古屋商科大学論集』第40巻2号、137頁）。こういう「外国人」としての「希少」な「経験」はそれなりに貴重であるが、オーストラリアでのレイシズムの問題を考える場合に不可欠で最も重要なのは、「オーストラリア」に永住している先住民と少数派移住民の立場からの視点であろう。また、「どの社会」云々の言説は、「形をかえて」の放置と免罪のありふれた論である。

移民のうち 400 万人以上は非アングロ・ケルト人であることが紹介されたが、C・プライスはこれについて、他のいかなる国もこれほど高い比率の移民を、これほど成功裏に吸収しなかったと誇った。同時に、プライスはこうも述べた。戦後のオーストラリア社会が比較的寛容であるのは、アングロ・ケルト人を除いて、他のいかなる民族集団も全人口の 4 % 以上を占めていないという事実に基づいており、この民族構成の「バランス」が、カナダでのフランス系、アメリカでのアフリカ系とヒスパニック系のような「大マイノリティ集団」の問題がオーストラリアに起きるのを防いできた⁶²。

この論ははからずも、オーストラリア的多文化主義の中核的問題の一つを表示するものとなっている。つまり、同国でのマジョリティとマイノリティの衝突が起きないのは、その多文化主義の理念的、思想的、道徳的な説得力と影響力によるのではなく、単にガリバーの民族構成という量的理由によるものであるということを認めているのである。これからすると、多文化主義へのオーストラリア的アプローチはきわめて簡単である。つまり、特定人種の人口の圧倒的多数の下で各少数民族の人口を一定の比率以下に抑制するという条件下での多文化主義の遂行である。また、何よりもプライスの論で奇妙なのは、同国では確かに「大マイノリティ集団」の問題はいまのところ起きていないが、白人の「大マジョリティ集団」によるレイシズムの問題が日常的

に起きていることにほとんど無頓着であることである（もちろんプライスは、200 年前は圧倒的なマジョリティ集団であったアボリジニが、今日、ほぼ完全なマイノリティ集団に陥っている根源的な理由には全く論及しない）。

「レイシズムは、1788 年 1 月 26 日、最初の船隊の到着とともにオーストラリアへ持ち込まれた」⁶³といわれるほど、その問題の根

63. Al Grassby, *The Tyranny of Prejudice*, AE Press, 1984, p. 15. また、オーストラリアにおけるレイシズムは今日でも頑強に生きており、「白豪主義」は公式には廃止されたが、その後の「多文化主義」は「我々オーストラリアの文化」におけるレイシズムをほとんど緩和してきていないという分析は、Janeen Webb & Andrew Enstce, *Aliens & Savages*, Harper Collins Publishers, 1998. 「多文化発展協会」の 1998 年の調査によると、調査対象者の移民の 50% 強が入国の初期の段階ですでに社会の「敵対的姿勢」に遭っている、Debra Aldred, "New Arrivals find it tough", *The Courier-Mail*, 22 September 1998. アボリジニ出身者で初めてオリンピック（1996 年のアトランタ）の銀メダリストになった女性陸上選手のキャシー・フリーマンは、エレベーターで白人に同乗を拒否される等のレイシズム体験を告白している、*The Courier-Mail*, 206 November 1998. 彼女はこの頃まで自己抑制的であったが、今年に入ってから、彼女の祖母が「盗まれた世代」の一人であったことを公表するなど、オーストラリアにおけるレイシズムを厳しく批判するようになっている。オーストラリアにおけるレイシズムについてのその他の文献は、*Bringing Australia Together: The Structure and Experience of Racism in Australia*, The Foundation for Aboriginal and Islander Research Action, 1998, Geoffrey Gray and Christine Winter (eds.), *The Resurgence of Racism: Howard, Hanson and the Race Debate*, Monash Publications in History, 1997, Andrew Markus, *Australian Race Relations 1788-1993*, Allen & Unwin, 1994, Stephen Castles et al., *Mistaken Identity: Multiculturalism and the Demise of Nationalism in Australia*, Pluto Press, 1988, Richard Hall, *Black Armband Days*, Vintage, 1998, David Hollinsworth, *Race and Racism in Australia*, Second Edition, Social Science Press, 1998, F. S. Stevens (ed.), *Racism: The Australian Experience*, Australia and New Zealand Book Company, Vol. 1: Prejudice and Xenophobia (1971), Vol. 2: Black versus White (1972), Vol. 3: Colonialism (1972), Human Rights and Equal Opportunity Commission, *Report of the National Inquiry into Racist Violence in Australia: Racist Violence*, Australian Government Publishing Service, 1991, Stewart Harris, *This Our Land*, Australian National University Press, 1972, Human Rights Commi-

62. *The Australian*, 1 September 1995.

は深い。皮肉なことに、プライスがオーストラリア的多文化主義を誇った翌年にハンソンが下院議員に当選し、その2年後の連邦選挙でワン・ネーションは全国で割近くの票を獲得した。オーストラリアへの移民は、到着の時にオーストラリア政府から何ら特恵的取扱いを受けず、政府は、その移民プログラムのためのコストを、移民への諸手数料と賦課金を通して全面的に取り戻しているにもかかわらず、ワン・ネーションは年間120億オーストラリア・ドルの税金を移民のために浪費していると宣伝し、移民に対する一般市民の反感を煽り立てた。オーストラリアが重視すべきは、「マイノリティ集団」の問題でなく、「大マジョリティ集団」の問題である。

オーストラリアではレイシズムその他の人権問題に対しては、1986年に設立された「人権および機会均等委員会 (Human Rights and Equal Opportunity Commission)」を中心として一定の取り組みがなされているが(当該委員会は調査、報告書作成活動のほか、人権侵害の申立による和解調停、審問および決定——これには法的拘束力はない——の活動等を行っている)、同国での問題は、基層にはハードが横たわっているにしても、主としてソフト・レイシズムであり、これへの

認識の浅さを示すものの一つが多文化主義への量的発想である。近年、アジア系移民が目立ってくるとともに、移民政策論争が激しくなっている。国策として行われている現行の移民政策が変更なく継続されれば、2025年には、1987年と比して、アングロ・ケルト人の人口は76%から62%へ、他のヨーロッパ諸国出身人は18%から15%へ、アジア諸国出身人は2.5%から16%へ、中東諸国出身人は2%から4%へ、アボリジニは1%から2%へ、その他は0.5%から1%へと変わるであろうと推計されている⁶⁴。アングロ・ケルト人を中心とする白人が8割近くを占めるこの人口構成が現在の白人社会の許容範囲を越えているとは思われないが、しかし近年の犯罪の増加、高い失業率、さらには生態学的環境の悪化さえ、移民の増大とりわけアジア系移民の急増と結びつけられて論じられる傾向が存在するし、そして何よりもプライス流の量的アプローチをはじめとして、多文化による「社会的多様化」を「社会的衝突化」としてとらえる白人層が増えていることからして、上の移民目標が順調に達成されるとはおよそ考えられない。

オーストラリアの多文化主義政策はいまだ日が浅く、内容的にもすでに論じたような問題をはらんでいるが、かりに現行の政策が継続されて、少しは「多文化主義らしく」なるのは2025年までの間であろう。しかし、もうすでに、白人社会の宿弊ともいえるレイシ

ssion, *Incitement to Racial Hatred*, Occasional Paper No. 1, No. 2, No. 3, Australian Government Publishing Service, 1982 ~ 1983, Robert A. Huttenback, *Racism and Empire: White Settlers and Colored Immigrants in the British Self-Governing Colonies 1830-1910*, Cornell University Press, 1976, A. T. Yarwood, *Attitudes to Non-European Immigration*, Cassell Australia, 1968, Jon Stratton, *Race Daze: Australia in Identity Crisis*, Pluto Press, 1998, *Human Rights: The Australian Debate*, Redfern Legal Centre Publishing, 1987.

64. Department of Immigration and Multicultural Affairs, *Australia's Population Trends and Prospects 1996*, Union Offset, 1997, p. 100.

ズムの吹出物であるハンソン現象が出ており、また、多文化主義政策そのものの廃止を提言する次のような論もマスコミに出ている。多文化主義はオーストラリアの「既成の確立された文化」の地位を脅かしており、わが国はいま、移民がわが国へ適応するのでなくわが国が移民へ適応するという一種の「文化的なテラ・ヌリウス」である。「アングロ・ケルト人的な文化」をわが国の「多くの文化の一つにすぎない」と考えるのは誤りであり、移民たちにわが国の「支配的な文化へ適応すること」を求めることは「レイシズムでも非合理でもない」。多文化主義の下での緊張と誤解を緩和する「最良の方法」は現在の文化政策を政府が中止することであり、世界的にも「国際化に対する幻滅」はいたるところで明白となっている⁶⁵。こうした論が、「古き良き時代」に「郷愁」をもつ少なからずのアングロ・ケルト人に支持されていることは知っておいたほうがよい。

「国際的」に注目を浴びる 2000 年シドニー・オリンピックの終了前はともかくとして、その終了後は、おそらく先住民・移民政策論争は一層深刻化するものと予想される。オーストラリアの多文化主義をいまの国際社会が「模範」とすることができないのはもちろんであるが、近い将来、そういう時代が来るのかさえ疑問である。先住民と有色人移民に対する二重排斥政策つまりハード・レイシズムに戻るとする白人社会の開き直りが国際社会

で通用する余地は全くない。オーストラリアでは、これからしばらく、多文化主義という看板の下で、国際社会の「模範」でもハード・レイシズムでもないというソフト・レイシズム——時折、ハンソン現象のようなハード・レイシズムの噴出——の時代がしばらくは続くであろう⁶⁶。オーストラリアがこの皮相な多文化主義を克服しながら「社会の質」の面で新たな展開を示して、既に触れたユネスコのメイヤーのいう国際社会の「模範」的な方向へ進展して行けるかどうかの判断は今後かなりの時間を要するものと思われる。

2. 「盗まれた子供たち」の衝撃

オーストラリアの多文化主義は皮相であると述べたが、その「皮相性」さえ疑われざるを得ない衝撃的な事実が公式に明らかにされた。すなわち、同国が公的に、アボリジニの“文化”を「根っ子」から消滅させようとしてきたということである（いわゆる「盗まれた子供たち Stolen Children」または「盗まれた世代 Stolen Generation」問題⁶⁷）。つまり、ブリティシュ植民の初期の時代から今日まで、立法機関、政府機関等の公的機関および教会・聖職者が、アボリジニの子供たちを

66. 「オーストラリアの共和制と多文化主義は、人間の基本的権利を保証する理想主義の追求であると同時に、政治が現実にあつた妥協した国家のアイデンティティでもある」とする論は、リベラル派の希望的思入れとしては理解できる（マコーマック「単一文化の神話を越えて」西川、渡辺、マコーマック編、前掲書、51頁）。

67. 裁判上は、「盗まれた世代」という用語が使われる場合が多い。例えば、Cubillo v. The Commonwealth of Australia (1999) FCA 518, Joy Williams v. The Minister, Aboriginal Land Rights Act 1983 & Anor (1999) NSWSC 843.

65. Michael James, "One culture, accepting and confident, should fit all", *The Australian*, 29 October 1998.

その家族から、その土地から、その言語から、その慣習から強制的に引き離して、白人社会のなかで「育てる」ことによって、「オーストラリア社会からアボリジニ性を完全に除去する」ことを組織的に行ってきたという事実である。この事実はすでに一部に知られていたが、政府関係機関が初めてそれを徹底的に調査して公的に認めた。

1949年にオーストラリアが批准した「ジェノサイド条約（集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約）」（1948年国連総会採択、51年効力発生）には、ジェノサイドの定義に含まれる行為として、「集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること」、「集団内における出生を妨げることを意図する措置を課すること」、「集団の児童を他の集団に強制的に移すこと」が規定されている（第2条）。これからすれば、まさにオーストラリアでの「この同化の試みは、一つの人種の子供たちをきれいにぬぐい去る試み、つまり組織的なジェノサイドの政策以外の何物でもなかった」⁶⁸といえる。オーストラリアは、

既述の物理的なジェノサイド（大量虐殺）の他に、別種のジェノサイドも極めて長期的かつ組織的に遂行してきたことになる。また、この家族からの隔離政策は、「労働」に従事させるために、もしくは「女性のいない白人男性に性的奉仕をさせる」ために、多数のアボリジニの女性と子供たちを強奪して売買していた行為⁶⁹とも異なる別種のものである。

1994年、各州・テリトリーの代表が参加して、ダーウィンで開催された「ゴーイング・ホーム会議」の後、司法長官のM・ラヴァチは、95年、「人権および機会均等委員会」に対して、先住民の子供たちをその家族から隔離した過去と現在の行為という問題を調査するように委託した。この調査結果は97年4月に公表された。それが「子供たちを家庭へ戻そう——アボリジニおよびトレス海峡諸島民族の子供たちのその家族からの隔離に関する全国調査レポート」（いわゆる「ウィルソン・レポート」）である⁷⁰。700頁近くにのぼるこの大部のレポートは、「深い悲しみと喪失感がこのレポートの支配的な主題である」という冒頭の文から始まり、そして自ら「これは普通のレポートではない」と述べているように、以下、読む者を震撼させるような事実を詳細に明らかにしている。

「先住民の子供たちをその家族から強制、強迫、不当な影響力によって隔離した法、政

68. Carmel Bird(ed.), *The stolen children: their stories*, Random House, 1998, p. 1. 最近のオーストラリアの連邦裁判所の判決は、条約を批准しても、その条約の執行法が制定されないかぎり、条約は直接的にはオーストラリア国内法には影響を与えないとしながらも、「盗まれた子供たち」「盗まれた世代」の問題について、こう述べている。子供たちは「その家族から組織的に隔離され、ヨーロッパ的な生活様式のなかへ連れ込まれた」。「その土地を奪い取られ、それにもめげず何とか生き抜こうとした人々は、その伝統的な生活様式およびその社会組織、言語、文化のほとんどを喪失した」。白人による「先住民の惨害」は単に「過去のもの」でなく、「そのトラウマはいまでも存続している」。Nulyarimma v. Thompson (1999) FCA 1192. 尚、オーストラリアでの国内法化されていない条約の効力の問題については、村上正直「オーストラリアに対する人権条約の影響」『国際法外交雑誌』第98巻1・2号参照。

69. Henry Reynolds, "Afterword", Bird(ed.), *ibid.*, pp. 189-190.

70. *Bringing them home: Report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*, Australian Government Publishing Service, 1997.

策、行為」を徹底的に調べたこのレポートによれば、隔離の方法には地域間でそれほど相違はない。あらゆる年齢の子供たちが連れ去られたが、その多くは誕生直後ないしごく初期の幼児期に奪われた。大抵の子供たちは施設（「孤児院」!）に入れられ、その施設には混血を含む他のアボリジニの子供たちが収容されており、施設スタッフは非先住民であった。子供たちが「養子」として出される場合、その養子先は通常、白人であった。隔離の動機は、建前上は、「植民者に雇用されて役立つように、子供たちにヨーロッパの価値観と労働習慣を教え込むこと」であった。つまり「同化」であり、そしてこの同化強制は「先住民の文化には何の価値もない」とする白人社会の考えを示していた。念が入っていたことに、家族から隔離されて育った子供たちの子供たちもその親から切り離された。驚くべき執拗さである。要するに、アボリジニの文化、伝統、遺産、生活習慣、価値観等を含む「アボリジニ的特質をもつあらゆるもの」を「数世代のうちに」オーストラリアという土地から完全に消し去るということであった。これは「ほとんど成功しかけた」。

さらに、ここで注意すべきは、白人への「養子」といっても、それは「ヨーロッパの文化のなかで養い育てる」ことを意味しなかったことである。「盗まれた子供たち」について、それは子供たちの「幸福」のためであった、という白人社会で意図的に流された「神話」はすでに砕け散っている⁷¹。アボリジニ

の子供たちは、白人家庭の「家族のメンバー」としてでなく、よくて「無給のサーバント」としてであり、さらには「放置」と「肉体的、精神的、性的な虐待」が待っていた。異様な「同化」政策である。この「養子」の恐るべき実態は、白人社会へ連れ去られた子供たちとアボリジニ家族のなかで育てられた子供たちの二つの世代の比較研究からも知られる。つまり、受けた学校教育の程度、就職状態、健康状況のすべての面で前者のほうが良くないのである。もともと、これらの点で過去も現在も、アボリジニ社会は白人社会よりも圧倒的に悪いが、それよりもさらに悪いわけである。その上、これは「過去」の問題ではない。「先住民の子供たちと青年たちは、州またはテリトリーの法、政策、行為を通して、彼らの家族から隔離され続けている」のである。

このレポートからまた、タスマニア先住民のことが知られるのは重要である。というのは、オーストラリアでは、過去長い間、「タスマニア先住民人種」はすべて 19 世紀に「成功裏に根絶」されたという「物語」が流布していたからである。確かに、タスマニアでの「先住民狩り」はすさまじかった。白人がタスマニア（当時はヴァン・ディーマンズ・ランドと呼ばれていた）への植民を開始した 1803 年から 1818 年までのわずかの間の殺戮の結果、推計約 4000 人の先住民は 2000 人以下にまで減っていた。そして、1835 年までに残存した約 200 人は、「食料、衣服、家屋」等を保証するという「約束」で、タスマニア本島から離島のフリンダース島へ移住させら

71. この問題との関係では次の文献も重要。Rosalie Fraser, *Shadow Child: A memoir of the stolen generation*, Hale & Iremonger, 1998.

れた。「文明人」＝白人のこの「約束」は当然のごとく守られることはなく、その結果、1843年までに、先住民は約50人にまで減った。この残存者は、その後、またもや他の特別保留地のオイスター・コーヴへ強制移住させられ、その地で、1876年、最後のタスマニア先住民といわれたトゥルガニーニが死亡した。この後、タスマニア政府は1960年代後半まで、タスマニアには若干のいわゆる「混血児（half caste）」を除いて、アボリジニはいないと「断固として主張」してきた（尚、こうした白人男性とアボリジニ女性との間にできた子供たち——悲惨な歴史的事実としての「白人入植以来の彼らの欲望の産物」⁷²——に対しては、白人社会は「人種的、文化的な地獄の辺土 [limbo] にいる「混血児」と蔑みながらも、白人の「血」が入っているという「事実」から、彼らを「絶滅」の対象とは考えなかった。彼らは「賤民」とされても「野獣」[キャプテン・フォートン]とはされなかったのである。このことと、アボリジニのなかで「全国人口調査」の対象となっていたのは、1970年まで「混血」のみであったことは密接に関係していた）。ところが残存者はいた。「盗まれた子供たち」である。隔離政策の「悲しい」結果である。

「盗まれた子供たち」の正確な人数はいまのところ明確でない⁷³。もともと、「アボリ

ジニ性」をオーストラリアから消し去ろうとする政策なので、それに関わる正確な公式記録はできるだけ残されなかった。しかし、研究者による資料発掘調査が進められており、その一つによれば、ニュー・サウス・ウェールズ州では1883年から1969年までに5625人の子供たちが隔離された。これは裏づけのある資料のみによるので、実際の数はずっと多いものと考えられる。また、1989年の先住民全国健康調査によれば、全年齢の調査対象者の約47%が子供時代に両親から切り離されていた。これは非先住民のその数字が7%であるのに比べて驚くほど高い。もちろん、この数字がそのまま隔離政策の結果を示すものではないが、その政策が広く行われたことを推定させる数字ではある。

七 結びにかえて

「盗まれた子供たち」に集中的に表現されるオーストラリア白人社会のレイシズムを克服するために、上の隔離政策調査レポートは注目すべき勧告をしていた。そのなかで国家レベルで最も重要なのは、① 強制隔離政策を推進した者たちの責任の公的確認、② アボリジニへの公式謝罪、③ アボリジニへの賠償、であろう。また、レポートは、この強制隔離の歴史とその結果を国民が忘れないために、国家的な「ソリー・デイ (Sorry Day)」を設定し、記念行事を毎年行うべきことも勧告していた。この勧告に政府がいかに対応するかは、「オーストラリア民主主義」の内実と行方を測る重要なメルクマールの一つであっ

72. 中野不二男『アボリジニーの国—オーストラリア先住民の中で—』中公新書、1985年、197頁。

73. この人数を、1万2000から約4万人の間と推計している論もある（細川弘明「先住権のゆくえ」西川、渡辺、マコーマック編、前掲書、197頁）。

たが、1997年12月に出された連邦政府の回答は、先住民の健康と福祉を増進するために、かつ先住民内の言語と文化の回復を支援するために6300万オーストラリア・ドルを確保し、また家族の再会を果たすという内容だけのものであった。アボリジニの人々が最も望んでいた「公式謝罪」は保守連合政権首相のJ・ハワードは断固として拒否した。もちろん、翌年の98年に「国家的」なソリー・デイは挙行されず、「私的な、草の根のイニシアティブ」で、同年5月26日に「ナショナル・ソリー・デイ」が行われた。同日、ハワードは、謝罪拒否の姿勢を堅持しながら、強制隔離されたアボリジニを支援する基金への2オーストラリア・ドル以上の寄付金に対する税控除を発表するという小手先の対応策を示した。

首相のこうした姿勢を代弁していると考えられるのが、政府の「アボリジニ」担当長官であるJ・ヘロンの一連の発言であろう。彼は、「ソリー・デイ」の日、「すべてのオーストラリア人が自分たちのやったことでない行為について謝罪するように求められるべきではないと考える」と語った⁷⁴。また、同年の連邦選挙後、同担当長官に再任された彼は、10月22日、「ハワード政権は、2000年までに和解を獲得する約束はしているが、盗まれた世代に関して、先住民の人々に決して謝罪はしない」と述べると同時に、矛先をアボリジニ社会内部へ向けて、こう発言した。「アボリジニの人々は先ず、彼らの内部で和解を獲得す

74. *The Australian*, 27 May 1998.

べきである。伝統的アボリジニと“混血”アボリジニの間には深い敵対意識がある」⁷⁵。これらの発言内容はハワード政権のおそらく「本音」であろう。この点はともかく、ハワード自身はその後、「謝罪」はともかくとして「和解」は2000年までに達成すると繰り返しているが、「和解」の一つの重要な時間的目安は、連邦結成100周年にあたる2001年であろう（尚、この「和解」に重要な役割を果たすように期待されている「アボリジニとの和解協議会」[Council for Aboriginal Reconciliation]が1991年、10年の期限つきで労働党のキーティング政権下で設立されている)⁷⁶。

オーストラリアの多文化主義の皮相性はすでに指摘したが、その上、先住民との「和解」が達成されないとすれば（白人側からして「物分かりの良い」一部の先住民との「和解」も真の和解とはおよそいえないであろう）、同国の多文化主義のいかがわしさが根底から透けて見えることになる。ところが、ハワード政権のこの硬さには土台がないことはない。

75. *The Courier-Mail*, 23 October 1998.

76. 和解協議会は1999年6月に、「和解宣言」と「和解を進める国家戦略」の二つの部分からなる「和解文書草案」を公表し、また2000年5月に、最終報告書を発表した。他方、オーストラリア連邦議会の上下院は、1999年8月26日、自由党、国民党、民主党の共同提案の「和解決議」を可決した。しかし、この決議は、その最も重要な部分で、“expresses its deep and sincere regret that indigenous Australians suffered injustices under the practices of past generations”という表現を用いており、これを批判して、労働党は、“apologises to indigenous Australians for the injustice they have suffered”という文言を入れた修正案を出したが、これは否決された。今回の和解決議は国家の正式の謝罪でなく、またハワード首相は、アボリジニ迫害は過去の世代の問題だとしてまだ謝罪を拒否している。

白人社会のかなりの部分がこの姿勢を支えている。ソフト・レイシズムである。ワン・ネーションのように声高のハード・レイシズムではない。社会の裏面にさほど目立たないが、しぶとくへばりついているソフト・レイシズムである。上の「ソリー・デイ」の日、社会的に重要な役職に就いている者がこう述べた。「アボリジニの人々のなかには、『私にとって最も良かったことは、白人が私を受け入れて、教育を与えてくれたことだ』という者もいる。こうしたことが強調されていないことが問題である。なぜ我々はアボリジニに『ソリー』を言わなければならないのか。私にとって、彼らはすべてオーストラリア人であり、もし彼らが良きオーストラリア人になりたければ、現在の社会に同化し、それと融合しなければならない」⁷⁷。

この開き直り的な発言にさらに攻撃性を加味したものが、しばしばマスコミで弁じている者の次のような論である。「盗まれた世代」レポートに対するオーストラリアの「ベスト・アンド・ブライテスト」たちの異様な過剰反応は「一種のマス・ヒステリア」である。アボリジニは過去、「カニバリズム（人食い風習）」に耽っていたのである。最近、アボリジニ社会内部で女性に対する男性の暴力、レイプが盛んに報道されているが、これなどは、多くのアボリジニ男性が「土地の権利」と「金銭」への執着によって「自尊心」を失い、それで「アルコール中毒」と「野蛮性」が蔓

延した結果である。「ハンソン問題」については騒ぎ過ぎである。アジア諸国がこの問題をどう考えているかなどと「心配するふりをすることは馬鹿げたことである」。アジアのどの国がレイシズム問題で、オーストラリアを批判することができようか。中国の文化大革命問題、マレーシアの差別立法問題、インドネシアの中国人レイプ問題、日本に至っては「地球上で最大のレイシズム国家の一つである」。アジアからの観光旅行者と留学生の数およびアジアとの貿易に、ハンソン問題で悪影響があったわけではないではないか。わが国の知識人たちは、「盗まれた世代」と「ハンソン問題」をナチ・ドイツに比定しようとしているが、これは極端であり、こうした問題はほっとけば消えていくものであり、そうすればオーストラリアは「ガス室もレイシズム殺人もない静かな土地」のままである⁷⁸。

この論は、「ハンソン」とは関係がないよというポーズをとりながらも、その隠しようがないアボリジニ侮蔑とアジア蔑視、歴史への無反省・無感覚はまさに「ハンソンのメンタリティ」であり、ソフト・レイシズムの真髄ともいえる。ただ、論者と同様、私もハンソン問題をナチ・ドイツに比定することは的外れであると考え。著名なアボリジニ女性作家のF・バンドラーは、ハンソンとその支持者たちを「利己主義の人々」と喝破した

77. Arthur Tunstall (Commonwealth Games Association secretary) の発言。The Sydney Morning Herald, 27 May 1998.

78. Michael Duffy, "Was Howard right on Hanson?", The Courier-Mail, 19 October 1998, "The hidden tragedy played out in a reality vacuum", The Courier-Mail, 9 November 1998.

が⁷⁹、おそらくこの見方が妥当であろう。彼らにはナチ・ドイツ的なファナティック性が希薄である。低次元だが俗受けするある種の「合理性」があり、それは19世紀的なレイシズムと不可分の徹底した功利的合理性である。だが、たとえファナティック性が希薄でも、それが及ぼす作用は、2世紀近いハード・レイシズムの歴史が示しているように、きわめて陰惨である⁸⁰。また、アジア諸国でのレイシズムの問題（特に日本における他のアジア人に対するレイシズムには深刻なものがあるが、これは日本人が「名誉白人」になりたがる「体質」とも関係している）をここで論じることにはしないが、その問題を持ち出すことでオーストラリアのそれが解消されるわけではない。私はかつて、アメリカからの人権侵害批判に対する、中国政府の、アメリカにも重大な人権問題があるではないかという反論の仕方を「目くそ、鼻くそを笑う」不毛な議論と書いたことがあるが⁸¹、オーストラリアで

会は、公用語である英語の運用能力を高度にもちつつ、アジア人主導による躍動する経済活動を国内で展開しながら、世界経済の核として浮上しつつある東アジア経済圏との有機的な関係を構築する先兵としての役割を演じることになる、というシナリオである。……こうしたシナリオが描けると仮定した場合、オーストラリアに存在する巨大なアジア系社会は、一部のヨーロッパ系オーストラリア人が危惧しているような『負の存在』ではなく、オーストラリア社会に活力をもたらす財産であると考えらるべきである。そうした価値の転換を実現する手段として位置づけられるべきものが多文化政策なのであり、あくまで抽象的で理想的なイメージを追求する多文化社会論が目的となるべきではない。」（竹田いさみ「オーストラリアにおけるアジア系多文化社会」初瀬龍平編著『エスニシティと多文化主義』同文館、1996年、118-120頁）。このシナリオの当否はここでは問わない。問題なのは、オーストラリアの多文化主義をアジアとの関係で考える視点である。三点のみ指摘しておきたい。第一に、本稿でみてきたように、オーストラリアでは白人社会を中心として、経済問題以前に、アジア人に対するレイシズムはいまだ根深くあり、「ハンソン問題」はこの現象の一つにすぎない。第二に、1999年9月、国連安保理の決議により東ティモールの治安維持のためオーストラリア主導の多国籍軍が派遣されたが、この過程で首相のハワードは同国誌『ブレティン』に、「オーストラリアは欧米と強く結びついている西側の国であり、このことによってオーストラリアはアジアとの関係が独特の強みを持ち、この強みを生かしてオーストラリアは「アメリカの代理としてアジアの警察官になる」と語った。この発言はアジア諸国から強い反発を買ったが、オーストラリアは今後、過去にみられたように、アジアの状況に応じて、「アジアの一員」とか「アジア化」とか（「脱欧入亜」）の「アジア・カード」をちらつかすことはあっても、本音のところでアジア侮蔑は容易に払拭され得るものではない。（ハワードの「警察官」発言との関連では、2000年2月に確認されて国際問題となっているブリティッシュ系の世界的な電子盗聴網の存在が注目される。これは、1948年に秘密合意がなされ、1970年に組織化された、アメリカ国家安全保障局主導下の、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドと連係した通信傍受システム＝暗号名 ECHELONであり、世界最大のスパイ装置といわれ、国際会議の各国の機密情報のみならず民間企業や私人の通信情報等が1時間に約200万件、この傍受システムで収集され、会議や商談、私生活にまで影響を与えたことが明らかになっている。）第三に、アジア系社会が「負の存在」であるかどうかはともかく、オーストラリアとアジアの関係を経済発展・人口増大の観点のみからみることとは問題であり、日本を含むアジアには人権上の種々の深刻な宿弊が存在し、こうした宿弊をアジア諸国が自省的に克服しないかぎり、「アジア化」は「オーストラリア社会そのもの」を「正」の方向へ「変質させる起爆剤」とはなり得ない。

79. *The Weekend Australian*, 19-20 September 1998.

80. こうした問題との関連で、オーストラリアにおける人権の擁護と促進にとって「決定的に重要なのは、オーストラリア人が新しい、非功利主義的な民主主義の概念を展開すること」であり、また「我々の社会のなかのマイノリティおよび不利な立場にある集団が、もし社会的に支配的な集団よりも人権を享受する可能性が少ないとすれば、それは誤っているという感覚を発達させること」であるとする論があるが、妥当であろう。Hilary Charlesworth, "The Australian Reluctance about Rights", *Osgoodehall Law Journal*, Vol. 31, No. 1, 1993, p. 232.

81. 拙稿「『中国の人権』解明へ三つの視点」毎日新聞1998年5月22日夕刊。尚、アジアの経済にまだ元気な余韻があった時期の論述として次のようなものがある。「オーストラリアにおけるアジア化が、たんなるアジア人口の増加現象という局面だけでなく、将来オーストラリア社会そのものを変質させる起爆剤となりうるエスニック勢力であることを、十分認識する必要がある。」「ひとつの楽観的なシナリオを描けば、オーストラリア国内に出現しつつある巨大なアジア人社

の上の論はこれと同じ性質のものである。

さらに、アボリジニ社会内部における暴力・レイプ事件は、確かに最近しばしば報道されているが⁸²、こうした事件を白人社会に全く原因がないアボリジニ独自の問題とすることは焦点の重大なすり替えである。隔離政策調査レポートが公表される前の96年8月、オーストラリア総督のW・ディーンは、キャンベラで開かれたアボリジニ和解会議にて、こう述べた。「きわめて多くのアボリジニの人々の健康、雇用、教育、生活条件、自尊心の面での現在の悲惨な状況は、主として、過去に起こったことから発していると認識されなければならない。彼らの土地の没収、狩場の破壊そして生活の荒廃はすべて相互に関係している。新しい病気、アルコール、生活の新たな抑圧はすべてこの土地に持ち込まれたものである」⁸³。そして、これに加えて、97年、強制的隔離政策の全国調査レポートがいうように、「今日の先住民社会の疎外状況の直接的な原因となっている」事実が白日の下に晒された。

近年の調査によると、アボリジニの高校就学率は31%（全国平均67%）、失業率は31%（全国平均7.5%）、賃貸家屋に69%が居住（全国平均27%）、幼児死亡率は1.7%（全国平均0.57%）、平均寿命は男58.9歳、

女60.9歳（全国平均それぞれ75歳、81歳）、13歳以上の20%が過去5年間に一度は警察に逮捕され、家庭内暴力は45%が経験している。こうした「疎外状況」は、アボリジニの経済的基盤、生活のリズム、家族関係、社会関係をまるごと崩壊させた白人社会の過去の所業が「直接的な原因」となっていると考えるのが自然であろう。アボリジニ社会全体が、この荒廃から立ち直るには数世代かかるであろうし、はたしてそれが可能かという疑問もある。

総督ディーンは、先述のアボリジニ和解会議にて、「和解」問題の重要な論点をこう指摘している。「オーストラリアの国民と先住民の人々の間の真の和解は、アボリジニの人々の土地没収、抑圧そして放逐という過去の不正行為を国家的に認めて謝罪することなしには獲得され得ないということは、良識あるすべての人々にとって明白である、と私は考える」。これは、過去の行為に加わらなかった「個々のオーストラリア人」が「個人的な罪」を認めて、それを謝罪すべきだということを意味しない。現在のオーストラリアの「国家的プライドと共に国家的不名誉」は、「少なくともオーストラリア社会の名の下で、またはその政府の権威でもって」なされた過去の行為と関係して存在しているという「国家的アイデンティティと基本的事実」を主張しているだけだ。

強制的隔離政策は前の世代がやったことだとして「公式謝罪」を拒否するハワード政権の論理は、総督のいうオーストラリアの「国

82. このなかの一つは、「今日のオーストラリアが直面している人権上の最大の悲劇」は、「先住民男性の手による」、先住民の女性・子供に対する「虐待、レイプ、殺人」であるという。T. Koch, "No excuses for leaving children without hope", *The Courier-Mail*, 21 November 1998.

83. *Bringing them home, op.cit.*, pp. 3-4.

家的アイデンティティ」を自ら否定することにならないか。また、「前の世代」という釈明も、政策そのものはオーストラリアがジェノサイド条約を批准した1951年のずっと後の1970年代まで遂行され、そして引き離しの状態はその後も続いているということ、この政策の実行に加わった多くの個々のオーストラリア人は責任を追及されずにまだ生存していることからして、これは「我々の世代」の問題だということも論じられている⁸⁴。特に、個人責任の問題は、98年10月29日に公表された、3500頁にのぼる南アフリカ「真理と和解委員会」調査レポートが、「組織的な人種差別と隔離の一形態としてのアパルトヘイトは人類に対する罪を構成する」として、責任者の法的な個人責任をも追及していることとの対比で論じられていることは注目される。というのは、今のところアボリジニの人々は個人責任をことさら追及せず、主に「公式謝罪」を求めているにすぎないが（最近は、「条約」締結の要求も強まっている⁸⁵）、今後の問題の展開の仕方によっては、アボリジニの「ジェノサイド」そのものとの関連で個人責任の追及も浮上してくるようになるこ

とも考えられるからである。ジェノサイド条約にはその犯罪の処罰対象者として、「憲法上の責任のある統治者であるか、公務員であるか又は私人であるかを問わない」（第4条）と規定されていることが想起されるべきであろう。

周知のように、2000年オリンピックは、シドニーと北京が誘致を争って北京が敗れた。この敗北は1989年の天安門事件に象徴される中国の人権侵害も有力な原因の一つであったといわれている。そのとき、オーストラリアでの人権問題が特に論じられたということは寡聞にして知らない。天安門事件を欧米の諸国、マスコミ、人権NGOが厳しく批判したのは全く正当と考える。だが、人権侵害批判に「基準」が二重も三重もあってはならない。「オーストラリア民主主義」は深い病理をかかえたまま連邦結成100周年を迎えようとしている。⁸⁶

（2000年6月30日脱稿）

〔追記〕

本論文の脱稿後に出版された杉本良夫『オーストラリアー多文化社会の選択ー』（岩波新書、2000年7月）は、「またか」という本である。オーストラリアについては、なぜこの類の著作が多いのだろうか。同書は、オーストラリアにおけるアジア人に対するレイシズムの問題についてほとんど論じておらず、

84. Cathy Pryor, "Apology is appropriate and overdue", *The Australian*, 29 October 1998.

85. 同じくブリティッシュ系の植民地から出発したアメリカとニューージーランドでは、オーストラリアと異なって、先住民との間で「条約」が結ばれたが、これらの「条約」を白人側はおよそともに遵守しなかったことにも注意する必要がある。この問題については、例えば、Judith Nies, *Native American History*, Random House, 1996, William T. Hagan, *American Indians*, Third Edition, The University of Chicago Press, 1993, 平松紘ほか『ニューージーランド先住民マオリの人権と文化』明石書店、2000年。

86. 2000年5月28日、アボリジニとの真の和解を求めて、シドニー・ハーバー・ブリッジで25万人の壮大な行進が行われたが、政府の姿勢はいまだ硬直している。尚、オーストラリアでのこの画期的な大行進について、日本を含む「国際社会」のマスメディアはほとんど無視した。

「ハンソン現象」には言及もしていない。過ぎ去った「現象」と考えているかもしれないが、「現象」を生み出す根の部分はいまだ過去のものではなく、しっかり生息している。

アボリジニの問題はさすがに無視できず、同書も一節を立てて問題状況を述べているが、その眼差しは白人（よくいって「良心的」白人）のそれに近い。例えば、「盗まれた世代」についてこう言う（143～145頁）。アボリジニに対する「強引な同化政策」は「未開状態に近い生活を送っている先住民の子供たちの一部を親から分離して、文明生活の中で育てるべき」という「方針」に基づいて遂行され、「こうして連れてこられた子供たちが、白人教育を施された」。「白人家庭で愛情に包まれて育ったアボリジニの子供たちの中には、成人後『この方が私にとっては幸福な人生であった』と発言する人たちもある。また、『盗まれた』子供たちであるということを知らず、ただ『棄てられた』子供たちを育てているという意識だった、という善意の白人夫婦も少なくない」。

中立を装いながら、これらの言説はほとんど白人側の言い分である。著者（オーストラリア・ラトロップ大学教授）は長年オーストラリアに住んでいるらしいが、自ら歴史的な調査・研究を行って、それを基礎として分析した形跡がない。私が本論文に書いたのは、アボリジニに対するすさまじい迫害の歴史の一端にすぎず、より深く知りたい読者は、ぜひ私の論文のなかの引用・参考文献を自ら読んでいただきたい。ここの〔追記〕では、

「盗まれた世代」の女性のごく最近の証言を1つだけ紹介しておく。シドニー博物館勤務のパメラ・ヤング（45）さんは、彼女が2歳のとき、姉妹とともに、政府職員によって強制的に両親から引き離され、白人家庭へ「養子」として送られた。だが、実態は「養子」でなく「召使」であり、彼女らは白人家族のために奉仕させられた。その後、彼女が12歳になると、「孤児院」へ移された。これは「白人家庭でのレイプ横行に伴う政府の策」である。彼女の怒りは白人よりも、「養子」に出した両親に向けられた。しかし、「両親が政府に子供を返してほしいと手紙を書き続けていたこと、養育料としてお金まで奪われ続けていたことを知り、両親を愛することができました」。「クインズランド州ではアボリジニが増えないよう女性は強制的に子宮を摘出された時期もある。私の務めは世界中から差別がなくなるように、事実を話し続けることです」。（「アボリジニと五輪——今もある差別」『毎日新聞』2000年8月4日）。

杉本『オーストラリア』はまた、「アボリジニの都市化と資本主義化」のところでアボリジニの生活を描いているが、その叙述の仕方には戯画化に近いものがある。例えば、こうである（155～159頁）。「アボリジニ問題を長期的に見れば、彼らのコミュニティーへの資本主義の浸透という現実を避けて通れない。いわゆる『原始的』なライフスタイルを、先住民の文化であると理想化していいのかどうかという問題もある」。「オーストラリア中央部の砂漠地帯にある先住民コミュニティー」

の「毎日、いわゆる近代生活とは似ても似つかない」。土の中からとりだした小さな虫を食べ、昼間は灼熱の太陽の下で、木陰で休憩したりグッタリしている。男女を問わず、上半身は裸でいることも普通のことだ。「このような無垢の世界に、資本主義の怒涛が押し寄せると、悲喜劇が後を絶たない。大金の味をしめたアボリジニ画家が大都市へ出てきて、自分の作品をアート・ギャラリーで何千ドルという高い値段で買ってもらう。それはいいのだが、その現金を持って直ちにカジノへ直行。全額すってしまっただけで帰るに帰れない。ギャラリーへ電話して、タクシーで迎えに来て欲しいと頼み込むといった話もある」。「白人が持ち込んだ酒類がアボリジニ社会へ無制限に浸透したために、アルコール中毒になった先住民の数も少なくない。昼間から酒盛りで、暴力行為も発生する。アボリジニの原始的ライフスタイルの上に、突然資本主義が落下して、制御の効かないアル中現象が広がったのだ。二つの社会の落差の大きさが、犠牲者を生んでいる」。同書は、資本主義の問題点も触れてはいるが、そこには資本主義化（市場経済化）の問題構造そのものの深みのある解析がおよそなく、また、論述の構成からして、全体的には、「資本主義にうまく適応できないアボリジニ側の問題」という印象を読む者に与えるものとなっている。

さらに、同書は、本論文（下）でも触れたオーストラリアの連邦議会での「和解決議」について、「オーストラリア史上、記録に残る重要な日」（144頁）と称賛している（そ

ういえば、ハワード首相も連邦議会での「和解決議」の趣旨説明のときに、それを自ら「歴史的決議」と呼称していた）。同書は、また、「マルチカルチュラルイズムという大実験」に取り組んでいる「オーストラリア社会が積み上げている知識と経験が、世界の人々の共有財産となる日は近い」（209頁）とまで言う。楽しみではあるが、はたしてそうなるのか。

同書の著者は、日本を含むアジアの問題を批判的に論評することにおいては一定の見識があるが（例えば、「対外的文化相対主義が対内的文化帝国主義の上に成り立つという『逆相関のパラドックス』」論は、拙編著『中国の人権と法—歴史、現在そして展望—』（明石書店、1998年、32頁）でも肯定的に評価している）、しかしひるがえって、欧米（ブリティッシュ系のオーストラリアはこの亜種）の問題に対する際立った寛容さ・鈍感さはどこから来るのか。これは戦後の知識人のかなりの層の特質とも言えるが、こうした姿勢は、「民族主義」系の「文化人」の近年の野放図さと同様に、社会における知的病理を表象している。

また、同書の著者のような知識人によくあるパターンとして、同書は“英語のすすめ”も行っている。本論文（上）で述べているように、オーストラリアにおいては、アボリジニの言語はブリティッシュの植民以前、少なくとも250種類あったが、植民後の英語支配の猛威によって、今日、アボリジニの言語上の遺産は極小にまで追い詰められている。にも

かわらず、同書はこの深刻な問題に触れようともしない。同書の副題の「多文化主義の選択」とはどのような意味なのか。

同書の「英語のすすめ」の内容を少しみてみよう。「階層を越えようとすれば、定住地での言語の習得が必須の条件となる。オーストラリアの場合、英語の能力が階層移動に欠かせない。英語がどの程度できるかが、周りの人たちとのつき合いの密度に影響を持つ。社会的な地位や経済的な収入も、英語の力に左右されがちだ。新しい生活を求めて海外に出たものの、言葉が不自由なために、当初の目的を果たせないでいる人たちも少なくない。英語ができない分だけ、下向きにずり落ちていく場合もある」（202頁）。この種のメンタリティはまさに本論文（下）で批判したような“レイシズムにつながり得る功利的合理性”である。さらに、同書はTOEFLのペーパー・テストで、日本がアジアの21ヶ国のうち18位であったという例の問題について、「あれだけ膨大な時間を英語の勉強に充てていながら、こういうことになっているのは悲惨なことだ」と嘆き、「これまでの教授方法を徹底的に改良しなければ」ならないとゲキを飛ばしている（205頁）。

このTOEFL問題については、津田幸男『英語下手のすすめ－英語信仰はもう捨てよう－』（KKベストセラーズ、2000年7月）が、主に一部のエリート予備軍が受験する他のアジア諸国と異なって、日本では「英語学習と留学の大衆化」によって「猫も杓子もTOEFLを受験することになり」、「そうする

と、日本人全体の平均点は必然的に低くなる」と説明しているが、こちらのほうがよほど説得力がある。こういう末梢的な問題はともかくとして、名古屋大学大学院国際開発研究科の「国際コミュニケーション専攻」の津田教授（アメリカで博士号取得）によるこの著作は、徹底して平易に書かれているが、内容は秀逸である。同書の趣旨は、本論文（上）でも論及した「英語一辺倒」による政治的、経済的、文化的な深い「ゆがみ」の問題とも密接に関わっているので、ここで若干紹介しておく。

同書は、まず、自身の「英語支配批判論」をこう説明する。「英語が国際語として使われている結果、英語国やその国民だけが有利で、国際コミュニケーションは不平等になっている。これは損得の問題ばかりではなく、コミュニケーション権の侵害という基本的人権に関わる重大な国際問題である。今、世界には英語支配による差別が確かに存在している。しかし日本は、この英語支配に対して異議申し立てするどころか、『英語信仰』は深まるばかりだ。果たして、これでいいのだろうか？」。そして、同書は、英語支配は第一に「コミュニケーションの不平等」、第二に「文化支配」、第三に「精神の植民地化」として現れるとし、こうした英語支配を克服するために、「言語権」「情報権」「文化権」の3つの要素で構成され、また「自由」「平等」「選択」の原理によって守られる「コミュニケーション権」の確立を提唱する。これのみでなく、同書は、「コミュニケーション権」

を支える思想として「ことばのエコロジー」が必要であると言う。「英語が世界中に広がって、世界の言語の生態系——ことばのエコロジー——はすでにさんざん崩されてきている。弱小の少数民族言語はますます衰退し、その数を減らしている」。「私たちが目指すべきなのは『すべての言語の平等』である。英語のような強大言語が特権的地位を得ている現状からは、英語支配による差別と不平等しか現れてこないのである。『ことばのエコロジー』は『すべての言語の平等』を追求する。そのことばを話す人がたった一人だとしても、そのことばと英語のような強大言語は平等であり、その価値は同じである。『ことばのエコロジー』はそう考える。『ことばの民主主義』を追求するのが『ことばのエコロジー』なのだ」。

津田氏のこの著書は、杉本『オーストラリア』と異なって、本質的な意味で、「多文化主義」のあるべき土台を鋭くかつ深い次元で提示している。ただ、若干付け加えれば、「コミュニケーション権」と「ことばのエコロジー」の確立が必要であるとともに、本論文（上）でも書いておいたように、文化的に中立で、世界の一般市民が誰でも“公平”かつ“容易”に学べる（英語圏の市民も学ぶべき）コミュニケーション言語としての世界共通語の創造・普及も必要である。もし日本が率先してこの方向で国連に働きかければ、それは、常任理事国に入って日本語を「国連公用語」とすることより、世界のはるかに多数の市民（および諸国）の支持を得るであろう

し、長期的には、最良の「国際協力」を果たすことになるう。

Multiculturalism, Human Rights and Racism — An Analysis on “Australian Democracy” —

Hideo TSUCHIYA *

Abstract

In 1995, The First Global Cultural Diversity Conference was held in Sydney. At that conference, P. Keating, Prime Minister of Australia, took pride in “Australian Democracy”, saying “Australia is one of the most successful societies in multiculturalism”. But after that, the phenomenon ridiculing multiculturalism has been coming into existence in Australian politics. It is the so-called Hansonism. Pauline Hanson founded a racist party “Pauline Hanson’s One Nation Party” in 1997. The party insists on abolishing the policy of multiculturalism and restricting immigrants to Australia. At the same time the party is notorious for despising Aboriginal and Asian people. Nevertheless this party gained 8.4% of the number of votes across the nation in the election of Members of Federal Parliament in 1998.

The problem is not “Hansonism” itself, but the extent of racism in Australia which is behind “Hansonism”. One paper that analyzed “Hansonism” pointed out the existence of “hard racism” and “soft racism” in Australian society. According to the paper, “hard racism” is closely connected with “Hansonism”, but it is “soft racism” that backs up “Hansonism” extensively. This opinion seems persuasive to me.

There is a deep-rooted myth about Australia. It is that the nation has had “a liberal and democratic tradition”. Not a few Japanese people also believe that there has been an excellent democratic tradition in Australia. It is certain that one aspect of democracy has existed in Australia, but the nation has not had the tradition of democracy. There has been a deep darkness in Australian history. The main purpose of this paper is analyzing the nature of “Australian democracy”.

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.